

たまがわがくえん町内会広報

発行 玉川学園町内会 会長 山田勝也 ☎ 725-0438
E-mail:t-chounaikai194@bz03.plala.or.jp http://www.194-0041.com

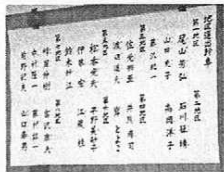
平成22年度総会報告

新年度の事業計画案・予算案を決める総会が四月十八日(日)午後一時より玉川学園さくらんぼホールで開催されました。200名の会員が出席し、予定の案件はすべて承認されました。

総務部長の開会宣言のあと、山田会長から平成21年度の町内会活動および事業について会員のみなさんをはじめ幹事役員の方々の協力ですべて終了できたことへの感謝、特に「我がまち80年のあゆみ」刊行・80年事業の実施また地区社協立ち上げに向けての取り組みなど今後も一層の協力をお願いしたいと挨拶があり、続いて津田勝さんと井上宮子さん(共に7丁目)の両名を議長に選出、議事に入りました。



総会風景



◎事業報告・収支報告が承認される
平成21年度事業報告は一括して総務部長より、収支報告は中村経理部長から報告されました。続いて今井会計監査から監査報告が行われ、収支決算報告書の一般会計支出の決算額の合計に転記ミスがありました。内容は監査の結果問題はないのでその部分だけ訂正をお願いしました。火災報知機の斡旋販売の「販売」の文言を取り消しに関する事・もちつき大会の参加人数記載漏れの事・町内会を脱会された方への80年誌の配布に関する質問があり、それぞれに返答対応しました。

◎事業計画案・予算案が承認される
平成22年度事業計画案の方針と活動の進め方は鎮目副会長より、各部の活動計画は、それぞれ担当部長から趣旨説明がされました。
質疑応答
・違反広告物除却の方法
・環境パトロールの活動実績の記録の方法
・資源回収、市で行っているものが町内会とひとつになること集積所はどうなるのか
・資源回収収益金の使い道はどうなのか
・憩いの椅子増設の場合、費用はどの項目から支出するのか
・敬老会の費用はこの予算でよいのか
などの質問に対し、それぞれに返答対応しました。活発な質疑応答のあと、拍手多数で承認されました。

◎会則改正案が承認される
総務部長から趣旨説明があり、提案についての承認を求め、拍手多数で承認されました。(広報3面4面に全文を掲載しましたのでご覧ください)

◎役員・幹事・会計監査の選出
会長1名、副会長2名、全区幹事10名、地区幹事20名、会計監査2名
丁場選挙世話人から説明があり、推薦候補の方全員が承認されました。いずれも原案どおり可決および承認され、本日の議事は終了しました。

◎その他の報告
・玉川学園交通問題協議会経過報告
・玉川学園コミュニティ推進委員会報告
・我がまち80周年事業報告
・玉川学園地区社協設立経過報告
・旧IBMグランド跡地対策協議会最終報告
・玉川学園地区まちづくりの会経過報告
・こすもす会館収支報告
・さくらんぼホール収支報告
・消防団の事業および会計報告
◎新旧役員挨拶
◎閉会

平成22年度事業計画

方針と活動の進め方

会員の積極的なボランティア活動で

「人にやさしい安心して住むことのできる明るいまちづくり」の推進と「だれもが歩いて豊かな景観を楽しめるまち」を目指し、住民の声を行政に反映させるとともに、住みよい環境の整備、促進に努めます。

- (1) 防犯意識の高揚をはかり、防犯パトロール隊の活動を推進し、安全・安心のまちづくりを目指します。
- (2) 防犯意識の高揚をはかり、自主防災隊の活動を推進し、災害に強いまちづくりを目指します。
- (3) 「混ぜればごみ」「分ければ資源」廃棄物減量に取り組み、町内会の資源回収活動を更に徹底し、循環型社会の推進を目指します。
- (4) 「広報」、「町内会だより」及び「ホームページ」を通じて、地域の情報を共有し、会員相互の連帯をすすめます。
- (5) 子どもから高齢者まで、広く参加できる集いを企画実践し、交流を深めます。
- (6) 会員の高齢化、環境の変化など、地域社会が抱える課題をみんなで解決する仕組みをすすめます。
- (7) 玉川学園交通問題協議会、玉川学園コミュニティバス推進委員会の中核として、会の運営に努めます。
 - ①交通安全のモラル向上を目指し、玉川学園駅前周辺の違法駐輪・駐車対策の推進と「駐輪・駐車秩序正常化キャンペーン」による啓蒙運動を実践します。
 - ②「玉ちゃんバス」南ルートの実現に努めます。
- (8) 玉川学園地区社会福祉協議会の発足と、会の運営に努めます。全ての住民が、地域の福祉課題を話し合い、助け合う活動を実践します。
- (9) 「玉川学園こすもす会館」「玉川学園さくらんぼホール」の運営は関係自治会と協働し、その中核として円滑な運営に努め、広く会員の利用促進をはかり地域コミュニティの場として寄与するよう努めます。
- (10) 近隣町内会・自治会との交流を深めるとともに諸団体と情報交換を密にし、ともに活動してふれあいの輪をひろげてゆきます。また、「玉川学園地区まちづくりの会」の活動に協力します。

この広報は各戸配布です。一部ずつお取り下さい

新たなコミュニティ活動へ チャレンジの年

会長 山田勝也



山田勝也会長

今年、役員の任期満了に伴う大幅な改選が行われました。退任された役員各位には改めて感謝の意を表します。

基本方針や事業計画は定期総会で承認され、町内会活動がスタート

しました。今年、活動目標の中で、特に伝えたい課題を記述し、皆さんと共に歩んでいきたいと思いを

町内会では地域コミュニティの核です

地域コミュニティの原点は、隣近所の助け合いです。又、住みよ

い町づくりの第一歩は「だれもが自分の住む地域に関心をもつこと」からはじまります

我が町80周年の事業を終えた今年、もう一度原点に戻った町内会活動を目指します。

「だれもが公共交通を利用して不便なく移動できるまち」づくりが私たちの夢です。2

住みなれた生活の場の中で子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も全ての住民が福祉課題の解決に向け話し合い活動し、だれもがその人らしく安心して暮らせるまちを目指します。そして、「福祉のまち」の実現に向かって活動の第一歩を踏み出しました。

環境委員会が新たに発足しました

2002年（H14）環境協力員会が組織され、環境部の活動を支えてきましたが、環境にかかわる課題は、多岐に亘ることから、更にしっかりと組織づくりに検討され環境委員会として新たに設置されました。これからは、従来の活動に加え、緑化、環境リサイクル、環境美化など、環境委員会を中心とした活動が期待されます

「玉ちゃんバス」南ルートの実現を前進させます

005年（H17）北ルートの運行から始まった玉川学園コミュニティバスは、2年後東ルートを開始し、今日に至りませんが、南ルートは未だ実現しておりません。道路が狭い問題等、阻害要因をかかえていますが、町田市、事業者と解決策の協議を重ね、今年こそ、前進させ実現を目指します。

犯罪、防災の取り組みは今年も重点施策です

犯罪のない町を目指して防犯パトロール隊が各地区で活躍しています。児童の見守りをはじめ、身近な犯罪を撲滅する活動に取り組んでいます。

大規模災害はいつ起こるかわかりません。自主防災組織を中心に助け合いを常に念頭に置いた備えが大事です。今年も夏に行う総合防災訓練は第五小、南大谷小、成瀬台小で実施します。みんなが参加して、自助、共助を考



総務部

部長 前野 紀夫



前野紀夫部長

人の話を良く聞くことから始めたい

大きな町内会ですから多くの会議がありま

す。今年、玉川学園地区社会福祉協議会が発

足しましたので、また1つ重要な会議が増え

ました。スムーズな会議運営のお手伝いをするのも総務部の重要な役割です。十分なコミュニケーションを図り進めたいと思

防犯防災部

副会長 三浦 光利



三浦光利副会長兼部長

今期総会において、今年度活動方針10項目が提案され、その中で防犯と防災活動は、最も重要な活動として、

意見を聞いてもらうには、相手の意見を良く聞こうというマナーが必要

です。私は7対3で自分がしゃべりたがる性格のようですから、7対3で聞き手にまわ

る努力をしたいと思います。そしてベテランの方、新しい方もフラットなスタンスで意見交換して進めて行き

ます。部には力強い相談相手の峰岸さんがいますので、共々少し

も町内会の中でお役に立てればと思います。

平成22年度も推進する事が決議されました。それを受けて防犯防災部としては下記の活動に注力するつもりで

す。



峰岸伸樹さん

(1) 防犯活動について
平成16年度から町内会が防犯パトロールを開始しました。警察の強力なバックアップもあり、パトロール開始後、侵入盗やひったくり件数は目に見えて減少しました。しかし、侵入盗は平成16年の5分の1になったとは言え、ここ数年819件の侵入犯罪が玉川学園で発生しております。町内会としては、より安全な町を目指して防犯パトロールを継続推進するつもりですが、皆様の協力が不可欠な活動であり、会員の方々の積極的な参加をお待ちしています。

又、不審者などを見かけた折には、どんな些細な情報でも結構です。110番への通報をおねがひします。その行動が玉川学園の犯罪減少に役立ちます。

(2) 防災活動について
玉川学園町内会では

地区毎に自主防災隊を組織し、災害に備えています。災害の際最も役立つのが、向こう三軒両隣の助け合いです。普段からの近所つき合いが防災の第一歩です。ご近所の方と地区会などを通じて、地震が起こった時の心構えなどを話し合ってください。皆さんのご家庭ではどんな地震対策をされていますか？地震による家具転倒により怪我が最も多く発生しています。市役所で行っている家具転倒防止金具の無料配布を利用して被害を最小限に食い止めてください。

町内会では立川防災館での学習や総合防災訓練を通じて地震が起こったときにどのような行動したら良いかを身につけて頂いています。これら行事への一人でも多くの方の参加をお待ちしています。

住宅用火災警報器の取り付けはお済みですか？この設置により命拾いをしたり、火災をボヤでくい止めたりといった奏功例が町内でも年々増加しています。本年4月から警報器設置が義務づけられています。未だ取り付けられていない方はぜひ設置をお願いします。

(3) その他
近隣自治会、消防団、玉川学園の学生による

防犯ボランティア隊との連携を計画して

地区毎に自主防災隊を組織し、災害に備えています。災害の際最も役立つのが、向こう三軒両隣の助け合いです。普段からの近所つき合いが防災の第一歩です。ご近所の方と地区会などを通じて、地震が起こった時の心構えなどを話し合ってください。皆さんのご家庭ではどんな地震対策をされていますか？地震による家具転倒により怪我が最も多く発生しています。市役所で行っている家具転倒防止金具の無料配布を利用して被害を最小限に食い止めてください。

町内会では立川防災館での学習や総合防災訓練を通じて地震が起こったときにどのような行動したら良いかを身につけて頂いています。これら行事への一人でも多くの方の参加をお待ちしています。

住宅用火災警報器の取り付けはお済みですか？この設置により命拾いをしたり、火災をボヤでくい止めたりといった奏功例が町内でも年々増加しています。本年4月から警報器設置が義務づけられています。未だ取り付けられていない方はぜひ設置をお願いします。

近隣自治会、消防団、玉川学園の学生による

防犯ボランティア隊との連携を計画して

防犯ボランティア隊との連携を計画して



山口泰男さん 中村隆一さん 田中伸幸さん 渡辺道夫さん 高岡洋子さん 尾山芳弘さん



パトロール

玉川学園町内会会則

2010年4月18日改正の要点
 事務所の新設(第3条) 相談役の任期を明記(第12条)
 支部長の再任の条件削除(第13条4項) 環境委員を新設(第4条2項(6)、第15条)
 地区議長→地区長に名称変更(第18条) 地区会の構成に防犯活動推進員を追加
 年会費額を明記(第21条2項)

第1条 構成(会員)
 本会を玉川学園町内会と称し、玉川学園地域およびその周辺に居住し、本会に加入した世帯および事務所・店舗等を有する法人・個人をもって構成する。

第2条 目的
 本会の自治的な組織で、会員相互の連帯と親睦を深め、豊かな環境と住みよい街づくりを推進することを目的とする。ただし、特定の政治、宗教活動を行ったり、一部の利益をはかる場であってはならない。

第3条 事務所
 本会の事務所は町田市玉川学園2丁目19番5号に置く。

第4条 運営
 本会は、つぎにより運営される。

1. 経費 本会を運営するための経費は、会費、補助金その他による。
2. 会議 本会につきの会議をおく。
 - (1) 総会(定期、臨時)
 - (2) 常任幹事会
 - (3) 幹事会
 - (4) 支部長会
 - (5) 防災委員会
 - (6) 環境委員会
 - (7) 地区会

第5条 事業および事業年度
 1. 本会は、その目的を達成するためにつぎの事業を行う。

- (1) 広報に関する活動。
- (2) 防災、防犯、交通安全など安全な暮らしに関する活動。
- (3) 資源回収、環境整備に関する活動。
- (4) 高齢者、成人、青少年に関する活動。
- (5) 文化、体育に関する活動。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

 2. 事業年度は、当年4月1日から翌年3月末日までとする。

第6条 組織および業務編成
 1. 組織
 地域住民との連携を密にし、地域の諸問題を解決するため8地区に分け、それぞれに支部を設け支部に班をおく。

2. 業務編成
 (1) 第5条の事業を行うため つぎの部をおく。

総務部	総務部	広報部	防犯防災部	環境部	高齢者部	成人部
青少年部	文化部					

 (2) 各部に部長をおき、副部長をおくことができる。
 (3) 必要に応じ、委員会をおくことができる。
 (4) 本会の運営を円滑に行うため有給事務員をおく。

(付 則)

本会則は、昭和52年11月27日の臨時総会において決定し、昭和53年4月1日より実施する。
 平成4年4月19日、第4条・6条一部改正
 平成5年4月25日、第4条・5条一部改正
 平成6年4月17日、第3条・14条一部改正
 平成7年4月16日、第7条・細則第2条一部改正
 平成9年4月20日、第3条・4条・5条・6条・7条・8条・細則第1条・5条一部改正
 平成13年4月22日、第3条・4条・5条・6条・7条・8条・細則第1条・5条一部改正
 平成17年4月24日、第1条・2条一部改正
 平成18年4月23日、第5条一部改正
 平成22年4月18日、第3条・15条を新設、第4条・12条・13条・17条・18条・19条・21条一部改正

細 則

第1条 役員 役員の立候補および推薦
 会員は、誰でも会長、副会長、幹事、および会計監査に立候補することができるが、また、他の会員を推薦することができる。推薦する場合には、本人の了解を得なければならない。

第2条 選挙世話人の任務、任期、選出
 1. 選挙世話人は、役員選出に関する事務を行う。
 2. 選挙世話人の任期は2年とし、再任は妨げない。
 3. 選挙世話人は、各地区で1名選出する。

第3条 会長、副会長、全区選出幹事および会計監査の選出方法
 1. 立候補および推薦の届出は、総会の1週間前から総会前日の正午までに選挙世話人に文書で行う。
 2. 立候補者が、定員をこえた場合は選挙を行う。
 3. 選挙は、出席会員全員の直接無記名投票によって行う。
 4. 副会長、全区選出幹事および会計監査については、不完全連記制(定員数以内の候補者名を連記することができる)によって投票を行う。

第4条 地区選出幹事の選出方法
 1. 町内会の地域を別表のとおり 8地区に分ける。
 2. 地区選出幹事の定数は、各地区毎に会員数300までを1名、500までを2名、500をこえるときは3名とする。
 3. 各地区では、定数の幹事候補を民主的な方法によって選び、総会の一週間前までに選挙世話人に届け出る。

第5条 歳入金
 1. 会員および同居家族の新人学児童へのお祝いは、2000円相当の品物とする。
 2. 会員および同居家族の弔慰金は、3000円とする。

第6条 感謝状
 本会は、特に貢献した人に対しては感謝状を贈る。

第7条 帳簿および書類の保存
 本会の帳簿および書類の保存は5年とする。

第7条 役員構成

本会につきの役員をおく。

会長 1名 副会長 2名 常任幹事 (各部長)

幹事 30名以内 (常任幹事を含む)

第8条 役員任務

- 1. 会長は、会を代表し、すべての業務を統括する。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3. 常任幹事は、各部の長として、業務の立案、実施に当たる。
- 4. 幹事は、各部に所属し常任幹事の業務を補佐する。

第9条 役員会

1. 常任幹事会は、会長、副会長、常任幹事で構成し、日常業務を執行する。

2. 幹事会は、役員で構成し、総会で決めた方針に基づき会の運営、業務全般について必要な議決を行う。

第10条 役員任期

役員任期は、1期2年とし再任は妨げない。ただし、3期連続して同一の役に就くことはできない。

第11条 役員選出

1. 会長、副会長は、総会で選出する。

2. 幹事の選出は、全区 (町内会の全地域) と地区 (8地区) に分けて行う。

全区選出幹事の定数は11名以内とし、地区選出幹事の定数は細則で定める。

全区からの選出は、総会で行う。地区毎の選出は、各地区で選んだ候補者を総会で承認するものとする。

3. 常任幹事は、総会後の幹事会の中から互選する。

第12条 相談役

本会に相談役をおくことができる。相談役は常任幹事会で推薦し、幹事会の承認を受ける。相談役は、常任幹事会の求めに応じて、各種会議に出席し、本会の発展のために助言する。なお、相談役の任期は1年とし、再任は妨げない。

第13条 支部長の任務、任期、選出および支部長会

1. 本会は、運営上支部制をとり、各支部に支部長をおく。

2. 支部長は、所属支部を代表し、支部の業務を担当するとともに、支部の意見を会に反映させる。

3. 支部長は、支部長会に出席し、会の運営に参画する。

4. 支部長の任期は、1年とし再任は妨げない。

5. 支部長は、各支部においてそれぞれ独自の方法によって選出する。

第14条 防災委員の任務、任期、選出

1. 防災委員は、地域の防災など安全活動を推進する。

2. 防災委員の任期は、1年とし再任は妨げない。

3. 防災委員は、各支部においてそれぞれ独自の方法によって選出する。

第15条 環境委員の任務、任期、選出

1. 環境委員は、地域の環境にかかわる活動を推進する。

2. 環境委員の任期は、1年とし再任は妨げない。

3. 環境委員は、各支部においてそれぞれ独自の方法によって選出する。

第16条 会計監査の任務、任期、選出

1. 会計監査は、会の経理を監査するとともに、収入、支出の適否を審査し、その結果を総会に報告する。

2. 会計監査の任期は、1年とする。

3. 会計監査は、2名とし、総会において選出する。

第17条 地区会の構成、目的、運営

1. 地区会は運営上地区制をとり、各地区に地区長をおく。

2. 地区会の構成は地区長、所属役員、支部長、防災委員、環境委員、および防犯活動推進員等とする。

3. 地区会は地区の諸問題を協議し、解決に当たる。

第18条 地区長の任務、任期、選出

1. 地区長は地区を代表し、地区運営を担当する。

2. 地区長の任期は2年とし、再任は妨げない。

3. 地区長は所属役員の中から互選する。

第19条 会議の招集

1. 総会 会長は毎年4月に定期総会を招集し、前年度の事業報告、収支決算報告および当年度の事業計画案、予算案などを提出し、その承認を求める。

2. 臨時総会 会長は、会員の総意を特別に聞く必要がある場合には、臨時総会を招集しなければならない。

3. 常任幹事会 会長は、定期的に常任幹事会を招集する。

4. 幹事会 会長は、定期的に幹事会を招集する。

5. 支部長会 会長は、定期的に支部長会を招集する。

6. 防災委員会 会長は、必要に応じて防災委員会を招集する。

7. 環境委員会 会長は、必要に応じて環境委員会を招集する。

8. 地区会 地区長は必要に応じて地区会を招集する。

第20条 総会、幹事会の定足数および議決

1. 総会は、70名以上の出席によって成立する。総会の議決は、出席者の過半数をもって成立する。ただし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。

2. 幹事会は、過半数の出席によって成立する。幹事会の議決は、出席者の過半数をもって成立する。ただし、賛否同数のときは、会長がこれを決する。

第21条 会計

1. 本会に加入した会員は、会費を各支部単位に納入する。ただし、納入した会費は返却しない。

2. 年会費は2,000円とする。

3. その年度中における緊急やむを得ない場合の支出は、常任幹事会の承認を得て支出し、事後に幹事会の承認を得るものとする。

第22条 会計年度

本会の会計年度は、当年4月1日から翌年3月末日までとする。

第23条 解散、会則の変更

本会の解散または会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て成立するものとする。

第24条 細則

細則の新設、改廃は、総会の議決を経なければならない。

環境部

部長 松香 光夫



松香光夫部長



藤澤紀一さん

町内会の活動の目的に「豊かな環境と住みよい街づくりの推進」が挙げられていますから、大変に責任の重い部ということですが、それを反映して、今年度からの会則には、第十五条として環境委員の条項が新設されました。環境部を担当する幹事が六名おりますが、七地区からの後藤美知子さんを除くと、私を含めて五名が新任です。で、歴史を学ぶところから始まっています。とはいえ、連続とした伝統もあり、六月六日の第一回環境委員会で、環境委員の役割を確認しました。環境保全と住みよい街は、役員・委員に任せられるものではありません。町内の皆さんの一人一人がいつも意識していただき、ご協力をお願いいたします。

「混ぜればごみ、分ければ資源」の標語に見られる資源回収も、町内会が中心となつて、一本化する方向で、市とも調整を進めています。そのため、これまでを執っていた望月富雄前環境部長には、相談役をお願いしています。進捗に合わせてご報告したいと思います。

善意の傘(駅の置き椅子)や、町内の憩いの椅子もユニークな存在ですが、その維持には継続的なエネルギーや協力が必要です。同様の趣旨で行われる町田市の活動(みちピカ運動、町田ごみフェスタ二〇一〇など)にも協力しています。皆さんからの積極的な応援や提案をお待ちしています。

玉川学園地域も高齢化が進みましたねという話を最近よく耳にします。さればこそ、我がまち玉川学園の町内会では、子供から高齢者まで安心して楽しく暮らせる地域づくりを目指して様々な活動を行っています。高齢者部で最も力を入れている事業は敬老会の開催です。今年9月20日(敬老の日)に第五小学校で行います。町五小フラスパンド部の生徒さん達の初々しい演奏に、子供の頃の楽しい日々を思い出し、また、歌手「このこのこのこのシャンソンに酔って、夢多き若き日の思い出に浸っていたいだきたい」と願っています。

高齢者部では最も力を入れている事業は敬老会の開催です。今年9月20日(敬老の日)に第五小学校で行います。町五小フラスパンド部の生徒さん達の初々しい演奏に、子供の頃の楽しい日々を思い出し、また、歌手「このこのこのこのシャンソンに酔って、夢多き若き日の思い出に浸っていたいだきたい」と願っています。

高齢者部では3名の高齢者部員で構成されており、高齢者のための活動を進進してまいります。よろしくお願いたします。

高齢者部では3名の高齢者部員で構成されており、高齢者のための活動を進進してまいります。よろしくお願いたします。

高齢者部では3名の高齢者部員で構成されており、高齢者のための活動を進進してまいります。よろしくお願いたします。

高齢者部では3名の高齢者部員で構成されており、高齢者のための活動を進進してまいります。よろしくお願いたします。

高齢者部

部長 佐光 興亜



佐光興亜部長



富澤康夫さん



長谷川裕さん



後藤美知子さん



鈴木妙江さん

玉川学園地域も高齢化が進みましたねという話を最近よく耳にします。さればこそ、我がまち玉川学園の町内会では、子供から高齢者まで安心して楽しく暮らせる地域づくりを目指して様々な活動を行っています。

高齢者部では最も力を入れている事業は敬老会の開催です。今年9月20日(敬老の日)に第五小学校で行います。町五小フラスパンド部の生徒さん達の初々しい演奏に、子供の頃の楽しい日々を思い出し、また、歌手「このこのこのこのシャンソンに酔って、夢多き若き日の思い出に浸っていたいだきたい」と願っています。

高齢者部では3名の高齢者部員で構成されており、高齢者のための活動を進進してまいります。よろしくお願いたします。

高齢者部では3名の高齢者部員で構成されており、高齢者のための活動を進進してまいります。よろしくお願いたします。

高齢者部では3名の高齢者部員で構成されており、高齢者のための活動を進進してまいります。よろしくお願いたします。

高齢者部では3名の高齢者部員で構成されており、高齢者のための活動を進進してまいります。よろしくお願いたします。

高齢者部では3名の高齢者部員で構成されており、高齢者のための活動を進進してまいります。よろしくお願いたします。

青少年部

部長 田中 勝英



田中勝英部長



江蔵桂さん



田村久美さん

少年・高齢化の時代、子どもと大人のコミュニケーションをテーマに取り組んでいきます。「明るく元気な声」がこだまするまち、「元気な子ども達が楽しく生活できるまち」その理想を目指し青少年部は、青少年健全育成玉川学園地区委員会と連携して活動して参ります。具体的な活動は、秋に実施の「秋の子どもまつり」は、大勢の遊びに来る子ども達と情緒ある昔遊びをするお手伝いを！クリスマスには、あつたか座による、「光のページェント」で子ども達に夢を！正月過ぎの二月は、日本の伝統、昔なつかしい「もちつき体験会」を実施します。これらのイベントを通じ大人が子どもとよ

りコミュニケーションができる場づくりをしていきます。将来ある子ども達が我が玉川学園は、「子どもが主役」となるよう青少年部は責任と役割を果たします。活動にあたっては青少年部だけではできません。各部との連携を図り、関係する団体の皆様、会員の皆様のご協力あつてできることとあります。青少年部三名、力一杯、取り組んで参ります。皆様方からのご支援をお願いいたします。

ローマは一日にして成らず、健康づくりも一日にして成らずです。いつまでも健康でいられるためには平素の弛まぬ努力が不可欠です。町内会も今まさに高齢化社会の波にさらされようとしています。会員の皆様の親睦を図りながら医者いらずの元気な街づくりのために成人部は今年度も頑張ります。今年度の主な活動計画は、秋の日帰りバス旅行と町内会主催と町内会自治会連合会主催の健康づくりウォーキングです。連合会主催の健康づくりウォーキングは秋に、町内会主催のウォーキングは暑い時期を避けて早春の花の季節に予定しています。こうした恒例の行事のほかにも小さなグループでウォーキングなど皆様の平素の健康増進活動にお役に立てるよう努力いたします。

藤村雄一さんは写真愛好家として撮影のために一年中各地を飛び回り、風光明媚な各地

の見どころを熟知しておられ、山田充子さんは陽気で元気な意欲的なウォーカーで、前期に引き続き成人部幹事を引き受けてくださり私たちが大いに助けられています。私たちは町田市健康づくり推進員として市主催の行事にも参加して、町内会の活動に生かしてゆくつもりです。皆様の暖かいご支援をよりしく願います。



ウォーキング



山田充子さん



藤村雄一さん

文化部

部長 浅見 孝志

気軽に 見る 聞く 楽しく

4月うららかな春、新年度になりました。今年、例年とは、さまざまのお天気が続き日替わりメニユーになりまし。寒暖の繰り返しがあつて、10℃の差があつて、体調維持に気を配る毎日でした。私にとつては、大変な4月となつてしまいました。突然予期もしない町内会の役員の話があつて驚きました。今まで町内会のことに関し、何ら関わったこともありませんので「事の重大さと不安とで自信もありません」とお断り申し上げたのですが、町内会長ほか他の方からの強い要請と励ましを受け、引き受けることになりました。正直困惑しております。

4000所帯の会員を有する町内会行事の中で、文化部の果たす役割も大きく、ご期待に添えないかもしれませんが、町内会のみならず、地域周辺にお住まいの文化人の方々の協力をいただきながら、いささかでも学園都市に相応しい雰囲気



浅見孝志部長 井上加代子さん 平野美砂子さん

経理部

部長 鷹箸 宏代



鷹箸宏代部長

会員のみなさんの協力で資源回収による特別会計の収入は町内会活動の大きな推進力となつていきます。事務所の建設に始まり、現在では紙ひもおよび、年間4件の日本赤十字社員会費・町田市社会福祉協議会募金・赤い羽根共同募金・歳末助

が感じられるような企画、行事が行えるようがんばります。親しみのあるテーマで、気軽に誰でも参加できるイベントを考えてみたい、興味のある話題や講演など、多少趣向を変えた話題性のある企画も考えたいと思います。未熟で力不足は否めませんが、微力ながら部の方を合わせて頑張つていきたいと思つておりますので、よろしくお願ひします。

広報部

部長 伊藤 宏

読みやすくを

モットーに

今年度、広報部の幹事は全員が改選され、広報の経験のない3名での活動が始まりました。山田会長をはじめ、役員・幹事の協力の下で編集会議を重ね、少しでも読みやすく、分かりやすいたより、広報を目指しています。また町内会のホームページも充実を目指します。皆様のご支援、ご鞭撻をお願いいたします。



伊藤 宏部長 井熊孝司さん 岸とよ子さん

～福祉施設やイベントに住民の皆さまがどんどん利用参加して 皆さまの豊かな生活のお手伝いするのが玉川学園の地区社協です～

け合い募金等、平成6年以降継続提出しています。その他種々地域の活動資金として役立てています。この収益金に関しては総会でのご質問にもあります様に、みなさんの大きな関心の一つにもなっています。今年も幹事会の決議事項で昨年に引き続き地区会の充実を図るため、経費を拡大したり、また玉川学園地区町内会自治会連合会を中心とする地区社協立ち上

町田市で初の玉川学園地区社会福祉協議会「地区社協」の設立総会が5月16日、さくらんぼホールで行われました。来賓、関係者、地域住民など100人以上が列席して地区社協への関心の高さが伺えました。「地区社協」は、地域の住民がお互いに協力し合つて、地域の社会福祉の増進を目指して活動していくために設置される組織です。玉川学園地区では15の福祉団体が福祉活動を行っています。町内会と福祉団体が地区社協を立ち上げましたが、元来「地区社協」は地域住民が主役ですので、地域住民の皆さまに具体的にPRして行く事から始めて行きたいと思ひます。

例えば15団体の活動とサービス内容、市社協からの補助金、社協会員への参加などです。総会では会則、事業計画、予算なども提示され役員も選出されました。玉川学園の地区社協は住民の皆さまと共にこれから本番です。アンケートなどでご要望も取り入れてゆきますが皆様のご支援とご協力をお願いいたします。



- 玉川学園交通問題協議会・玉川学園コミュニティバス推進委員会
春の駐輪・駐車正常化キャンペーンに426人が参加
春・秋恒例の駅前の正常化キャンペーンに、地域の町内会・自治会、各団体、商店会、学校など16団体から、16年目にあたる今年も5月25日・26日、春・秋5回連続の延べ4000人を上回る皆さんが参加され、文教地区・玉川学園地域の美しく快適な環境維持の大切さを伝えられました。
「玉ちゃんバス」5年で乗車200万人突破
平成17年に北ルート、平成19年に東ルートが運行開始した玉川学園コミュニティバスも、5年目の平成21年12月、日に乗車延べ200万人を突破し、起伏の多い玉川学園地域の皆さまの便利な移動の足として定着しました。
今後も更なる利便性の向上と、6年越しの懸案、南ルートの実現に努めます。
平成22年度役員
会長・代表 山田勝也(玉)
副会長 半澤芳友(興)
事務局長 鎮田義雄(玉)
副委員長 飯島鐵也(二)
会計監査 岡田博義(松)
会計監査 飯島鐵也(二)

- 二すもす会館
地域のコミュニティ集会所として大勢の方々に利用されています。昨年には町田市による補助金で改修工事を行い会館はきれいになりました。他の施設にはない1時間単位の利用ができます。調理室も充実しています。4月の総会で今年度の委員が決まりました。
二すもす会館委員会
委員長 山田 勝也
事務局長 鷹箸 宏代
運営 江藤 桂
管理 三浦 光利
庶務 後藤美知子
浜崎 タキ
会計 平野美砂子
なお、日常の業務は協力員による活動で順調に運営しています。
さくらんぼホール
平成22年度、玉川学園さくらんぼホール施設委員会、役員をご紹介します。
委員長 山田勝也(玉)
副委員長 飯島鐵也(二)
副委員長 平泉利廣(松)
副委員長 岡田博義(松)
事務局長 半沢芳友(興)
事務局長 岩崎けい子(玉)
会計 山田充子(玉)
書記 鎮田義雄(玉)
書記 長岡礼二(玉)
幹事 高岡洋子(玉)
幹事 松本久子(興)
幹事 渡辺道夫(玉)
監査 西 陸彦(一)
監査 深沢博雄(興)
ご退任の方々お疲れさまでした。感謝申し上げます。
(玉) 玉川学園町内会
(興) 興人自治会
(松) 松原自治会
(一) 第一住宅自治会
(松) 桜ヶ丘自治会
(東) 東玉川学園睦会